

過剰な苦情・不当な要求等 に対する基本方針

(概要記載)

人を認める・人を排除しない・仲間を作る

私たちは、この3つの約束のもと、共生社会の実現に資する人材の育成に取り組んでいます。

1 はじめに

本法人は、教職員がその業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に業務を遂行することに努めており、ご意見やご要望は、今後も真摯に受け止め、対応していく所存です。

しかし、寄せられるご意見やご要望の中には、社会通念上許容される範囲を超えた不当な要求や暴言等の迷惑行為が見受けられ、業務の正常な運営に支障をきたすことがあります。

これらの行為は、教職員の尊厳を傷つけ、職場環境を害し、教育研究活動の低下を招くことになります。

それを防ぐため、本法人は、これらの行為を容認せず、法的な対応を含め、毅然とした態度で対応する基本方針を定めました。



2 過剰な苦情・不当な要求等の定義

本法人や教職員に関する言動・行動が、社会通念上許容される範囲を超えたもので、本法人の名誉や教職員の就業環境または教育研究環境が害されるものと定義します。

社会通念上許容される範囲を超える言動・要求等



教職員に権限のない事項や、対応が困難な事項に対する要求



締切を守れていないが対応してほしい等の、所定の手続きを逸脱した要求



性的な言動・要求、性別や容姿に関する差別的発言



勤務時間外における対応についての執拗な要求



過度な謝罪や、処罰や退職の要求



学納金の減額や免除の要求、金銭補償の要求

社会通念上許容される範囲を超える手段や行為



盗撮・無断撮影等による精神的な攻撃



長時間にわたる電話・窓口での拘束



特定の教職員を対象とした攻撃



学校の信用を棄損させる内容や個人情報等をSNSやインターネット上に書き込む行為



3 過剰な苦情・不当な要求等に対する基本方針

本法人は、教職員の人格と尊厳を守り、精神的、身体的被害を未然に防ぐため、下記の対応を行います。

(1) 報告・事実関係の把握

教職員に対する過剰な苦情・不当な要求等が疑われる言動があった場合には、教職員等は学校管理職または相談窓口へ報告し、組織として事実関係を把握したうえで、毅然と対応します。その際には、お断りを入れた上でやり取りを記録させていただきます。



記録を
残します

(2) 警告・対応の中止・法的対応

過剰な苦情・不当な要求等に該当すると判断したときはそのような言動を止めていただくよう警告し、従っていただけない場合、原則、以後の対応をお断りさせていただきます。特に悪質なものに対しては、警察への通報、弁護士への相談等、法的な対応を検討します。

